

平成27年度 北海道立特別支援学校高等部(知的障害)生徒募集要領

北海道立特別支援学校高等部(知的障害)

1 募集人員等

(1) 学校名、募集学科及び人員(訪問教育対象生徒については別記)

職業学科を設置する高等部	学 科 群		障害の程度が比較的軽い学科										合 計	寄 宿 舎			
	学校名	学科名	農業科	産業科	木工科	工業科	環境・流通サポート科	家庭科	グリーン・グロウイング科	福祉サービス科	産業総合科	生活園芸科			生活窯業科	生活技術科	生活家庭科
	北海道雨竜高等養護学校		8人	／	8人	8人	／	16人	／	／	／	8人	8人	／	／	56人	○
	北海道札幌高等養護学校		／	16人	16人	／	／	／	8人	／	／	8人	／	8人	8人	56人	○
	北海道札幌稲穂高等支援学校		／	／	8人	／	16人	／	／	8人	／	／	8人	8人	48人	／	／
	北海道千歳高等支援学校		／	／	／	／	16人	／	／	／	／	／	8人	／	24人	／	／
	北海道白樺高等養護学校		／	8人	8人	8人	／	8人	8人	／	／	8人	8人	／	／	56人	○
	北海道新篠津高等養護学校		／	8人	8人	／	／	8人	8人	／	／	8人	／	8人	16人	64人	○
	北海道小樽高等支援学校		／	／	8人	／	16人	8人	／	16人	／	／	8人	8人	64人	○	／
	北海道伊達高等養護学校		8人	／	8人	8人	／	8人	／	／	／	8人	8人	／	／	48人	○
	北海道函館五稜郭支援学校		／	／	／	／	16人	／	／	／	／	／	／	／	16人	／	／
	北海道今金高等養護学校		8人	8人	／	／	／	／	／	／	／	8人	8人	8人	8人	24人	○
	北海道美深高等養護学校		／	／	8人	8人	／	8人	／	／	／	8人	8人	8人	／	48人	○
	北海道あいべつ校		／	／	／	／	／	／	／	16人	／	／	／	／	16人	／	／
	北海道小平高等養護学校		／	8人	8人	／	／	／	8人	／	／	8人	／	／	32人	○	／
	北海道紋別高等養護学校		／	8人	8人	／	／	8人	8人	／	／	8人	／	／	40人	○	／
	北海道中札内高等養護学校		8人	8人	8人	8人	／	／	／	／	／	8人	／	8人	48人	○	／
	北海道中札内高等養護学校 幕別分校		／	／	／	／	／	／	／	16人	／	／	／	／	16人	／	／
	北海道中標津高等養護学校		／	16人	16人	／	／	／	8人	／	／	8人	／	8人	56人	○	／
	北海道釧路鶴野支援学校		／	／	／	／	8人	／	／	8人	／	／	8人	／	24人	／	／

普通科を設置する高等部	学 科 群		障害の程度が重い学科			寄 宿 舎	学 科 群		障害の程度が重い学科			寄 宿 舎
	学校名	学科名	普通学級	重複学級	計		学校名	学科名	普通学級	重複学級	計	
	北海道夕張高等養護学校		／	9人	9人	○	北海道七飯養護学校		16人	6人	22人	○
	北海道美唄養護学校		16人	6人	22人	○	おしま学園分校		8人	3人	11人	／
	北海道南幌養護学校		24人	9人	33人	○	北海道鷹栖養護学校		24人	9人	33人	○
	北海道札幌養護学校		32人	3人	35人	／	北海道東川養護学校		16人	9人	25人	○
	北海道札幌養護学校 もなみ学園分校		16人	3人	19人	／	北海道稚内養護学校		8人	3人	11人	○
	北海道札幌養護学校 共栄分校		8人	3人	11人	／	北海道北見支援学校		16人	3人	19人	／
	北海道星置養護学校ほしみ高等学園		40人	6人	46人	／	北海道紋別養護学校		8人	3人	11人	○
	北海道余市養護学校		16人	6人	22人	○	北海道ひまわり学園分校		8人	3人	11人	／
	北海道余市養護学校 しりべし学園分校		8人	6人	14人	／	北海道帯広養護学校		24人	9人	33人	○
	北海道室蘭養護学校		16人	6人	22人	○	北海道釧路養護学校		24人	9人	33人	○
	北海道平取養護学校		16人	3人	19人	○						
	北海道平取養護学校 静内ベテカリの園分校		16人	3人	19人	／						

(2) 寄宿舎  
寄宿舎を設置する特別支援学校の入学者で通学が困難な者は、寄宿舎に入舎することができる。

2 修業年限

修業年限は、3年とする。

3 出願資格

出願資格のある者は、知的障害があり※、かつ、次に該当する者である。

- (1) 学校教育法第82条において準用する同法第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者
    - ア 特別支援学校(平成19年3月以前に設置されていた盲学校、聾学校及び養護学校を含む。)の中学部又は中学校を卒業した者(平成27年3月末日までに卒業見込みの者を含む。)
    - イ 中等教育学校の前期課程を修了した者(平成27年3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。)
    - ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
    - エ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(平成27年3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。)
    - オ 文部科学大臣の指定した者
    - カ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
    - キ 出願先の特別支援学校の校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
  - (2) 特別支援学校分校高等部(北海道中札内高等養護学校幕別分校、北海道美深高等養護学校あいべつ校、北海道星置養護学校ほしみ高等学園を除く。)に出願する者にあつては、原則として当該特別支援学校(平成19年3月以前に設置されていた養護学校を含む。)分校中学部を卒業した者(平成27年3月末日までに卒業見込みの者を含む。)
  - (3) 道外からの出願については、保護者の住所が道外に在り、平成27年4月6日(月)までに道内に住居を移転することが確実な場合であり、出願に当たっては、5、6に定めるところによるほか、併せて、出願事情を説明した書類を提出するものとする。
- ※「知的障害があり」とは、「医師の診断がある、又は、公的な専門機関において知能検査の結果や社会生活へ適応の困難性などから知的障害と判断される」「知的障害特別支援学級に在籍している」「療育手帳を取得している(取得見込みを含む)」のいずれかに該当するものである。

4 出願・志望できる学校

- (1) 出願・志望できる学校は、1(1)表に示した学校のうち1校とする。
- (2) 普通科を設置する高等部において、入学願書の「志望内容」の「普通・重複学級」の欄に○印を記入する。
- (3) 出願・志望できる学科は、1(1)表に示した学科とする。
  - ア 各学科群の主な教育内容
    - (ア) 「障害の程度が比較的軽い学科」では、職業自立など社会自立に必要な知識、技能、態度などの能力を養い、その習慣形成を目指している。各学科の特色を生かした作業学習を中心に行うとともに、体力づくりにも力を入れた指導を行う。この学科では、作業学習等に取り組むために「働くことに関心をもち、進んで仕事に参加する」「ある程度のまとまりのある説明を聞いて行動する」「身近な事柄について、友達と会話をする」などの基礎的な能力が求められる。
    - (イ) 「障害の程度が比較的重い学科」では、将来可能な限り福祉就労、社会参加に必要な知識、技能、態度などの能力を養い、

その習慣形成を目指している。各学科の特色を生かした作業学習を中心に行うとともに、体力づくりにも力を入れた指導を行う。この学科では、作業学習等に取り組むために「働くことに関心を持ち、簡単な仕事に参加する」「一つ一つの指示や説明を聞いて行動する」「身近な出来事について、質問に受け答えする」などの基礎的な能力が求められる。

(ウ)「障害の程度が重い学科」では、保護者や地域の人々等の支援をもとに可能な限り社会に参加するために必要な知識、技能、態度などの能力を養い、その習慣形成を目指している。身辺処理能力など、基本的な生活習慣の向上を図ることを中心とした指導を行う。

イ 「障害の程度が比較的軽い学科」(農業科、産業科、木工科、工業科、環境・流通サポート科、家庭科、クリーニング科、福祉サービス科及び産業総合科)については、出願しようとする学校に設置されている学科のうち、第1志望として出願する学科を含め、北海道白樺高等養護学校は第5志望まで、北海道雨竜高等養護学校、北海道新篠津高等養護学校、北海道小樽高等支援学校、北海道伊達高等養護学校、北海道紋別高等養護学校、北海道中札内高等養護学校は第4志望まで、北海道札幌高等養護学校、北海道札幌稲穂高等支援学校、北海道美深高等養護学校、北海道小平高等養護学校、北海道中標津高等養護学校は第3志望まで、北海道今金高等養護学校、北海道釧路鶴野支援学校は第2志望まで出願することができる。北海道千歳高等支援学校、北海道函館五稜郭支援学校、北海道美深高等養護学校あいべつ校、北海道中札内高等養護学校幕別分校は第1志望のみに出願することができる。

「障害の程度が比較的重い学科」(生活園芸科、生活窯業科、生活技術科及び生活家庭科)については、出願しようとする学校に設置されている学科のうち、第1志望として出願する学科を含め、北海道新篠津高等養護学校、北海道美深高等養護学校は第3志望まで、北海道雨竜高等養護学校、北海道札幌高等養護学校、北海道札幌稲穂高等支援学校、北海道白樺高等養護学校、北海道小樽高等支援学校、北海道伊達高等養護学校、北海道中札内高等養護学校、北海道中標津高等養護学校は第2志望まで、北海道千歳高等支援学校、北海道今金高等養護学校、北海道小平高等養護学校、北海道紋別高等養護学校、北海道釧路鶴野支援学校は第1志望のみに出願することができる。

また、北海道函館五稜郭支援学校、北海道中札内高等養護学校幕別分校、北海道美深高等養護学校あいべつ校を除く学校では、「障害の程度が比較的軽い学科」として設置されている学科を第1志望として出願する場合は、「障害の程度が比較的重い学科」として設置されている学科を併せて希望することができる。また、「障害の程度が比較的重い学科」として設置されている学科を第1志望として出願する場合は、「障害の程度が比較的軽い学科」として設置されている学科を併せて希望することができる。

## 5 出願手続等

(1) 出願に必要な書類は、返信用切手(1部205円、2部250円、3～5部400円、6～10部600円)を同封し、志望校に必要部数を請求する。

なお、職業学科を設置する高等部における出願書類の請求に当たっては、「障害の程度が比較的軽い学科」として設置されている学科を第1志望として出願する場合は、「障害の程度が比較的軽い学科」と明示し、また、「障害の程度が比較的重い学科」として設置されている学科を第1志望として出願する場合は、「障害の程度が比較的重い学科」と明示する。

(2) 出願書類

- ア 入学願書
- イ 個人調査書
- ウ 受検票(2)
- エ その他出願に必要な書類

(3) 出願書類の提出

指定した期日までに出願先の校長あてに提出する。

## 6 出願期間

出願期間は、平成27年1月7日(水)から平成27年1月22日(木)正午までとする。ただし、職業学科を設置する高等部への出願は、平成27年1月7日(水)から平成27年1月14日(水)正午までとする。

## 7 出願変更

職業学科を設置する高等部へ出願した者は、出願先の変更を行うことができる。

(1) 出願変更の受付期間

平成27年1月15日(木)から平成27年1月22日(木)正午までとする。

(2) 出願変更の手続

ア 出願の変更をしようとする出願者は、現に在学している、又は卒業した特別支援学校(平成19年3月以前に設置されていた盲学校、聾学校及び養護学校を含む。)又は中学校等の校長(以下「在学学校等の校長」という。)を経由して当初の出願先である学校に、願書を転送するために必要な速達・簡易書留用切手(各校につき1名730円、2名795円、3～4名840円、5名1090円)を同封し、出願変更届及びその他出願変更に必要な書類を提出すること。

イ 出願変更届を受け付けた当初出願先の校長は、志望校に変更があるときは、出願変更後の志望校の校長に出願書類を送付すること。

(3) 出願変更を行う場合の留意事項

ア 出願変更先は、職業学科を設置する高等部に限るものとする。

イ 出願変更に伴う学科の変更については、「障害の程度が比較的軽い学科」(農業科、産業科、木工科、工業科、環境・流通サポート科、家庭科、クリーニング科、福祉サービス科又は産業総合科)から「障害の程度が比較的重い学科」(生活園芸科、生活窯業科、生活技術科又は生活家庭科)への変更及びその逆の変更ができること。

(4) 出願状況の発表

職業学科を設置する高等部における出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

ア 当初出願の状況

期 日	時間	発 表 内 容	場 所
平成27年1月15日(木)	10:00	平成27年1月14日(水)正午までの出願状況	職業学科を設置する知的障害特別支援学校(掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

イ 最終出願の状況

期 日	時間	発 表 内 容	場 所
平成27年1月26日(月)	10:00	平成27年1月22日(木)正午までの出願状況	職業学科を設置する知的障害特別支援学校(掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

## 8 入学者の選考方法

- (1) 職業学科を設置する高等部においては、選考検査（運動能力に関する検査、作業能力に関する検査、生徒面接）の結果及び個人調査書を総合的に評価し、選考する。  
 運動能力に関する検査では、「新体力テスト」（文部科学省）等の種目の中から数種目の検査を実施する。作業能力に関する検査では、指先を使った細かな作業や道具の操作、体全体を使う作業等の検査を実施する。生徒面接では、日常生活や作業場面等で必要とされる会話や文字、数量等の知識及び理解力に関する質問等を実施する。
- (2) 普通科を設置する高等部においては、集団参加・行動検査及び個人調査書を総合的に評価し、選考する。  
 集団参加・行動検査では、少人数の集団における自発的な活動の状況や、指示に対する理解や行動の状況等を把握する検査を実施する。

## 9 選考検査の日時と場所

- (1) 日時  
 職業学科を設置する高等部においては、平成27年2月2日(月)～2月4日(水)のいずれかの日の午前9時又は午後1時から行う。北海道夕張高等養護学校及び普通科を設置する高等部は、平成27年2月2日(月)とする。  
 なお、選考検査の日時は、職業学科を設置する高等部においては、最終出願締め切り後（出願変更後）、最終の出願先として出願した学校から速やかに連絡する。
- (2) 場所  
 職業学科を設置する高等部においては、出願した学校で実施する(中札内高等養護学校幕別分校は下表のとおり)。普通科を設置する高等部においては、当該学校及び分校で実施する。

## 10 出願先及び受検会場

	学 校 名	〒郵便番号	住 所	電話番号
職業学科を設置する高等部	北海道雨竜高等養護学校	078-2600	雨竜郡雨竜町字尾白利加92番地21	0125-78-3101
	北海道札幌高等養護学校	006-0829	札幌市手稲区手稲前田485番地3	011-685-7744
	北海道札幌稲穂高等支援学校	006-0034	札幌市手稲区稲穂4条7丁目12番1号	011-695-6922
	北海道千歳高等支援学校	066-0045	千歳市真々地2丁目3番1号	0123-23-6681
	北海道白樺高等養護学校	061-1264	北広島市輪厚621番地1	011-376-2353
	北海道新篠津高等養護学校	068-1115	石狩郡新篠津村第45線北13番地	0126-58-3280
	北海道小樽高等養護学校	047-0261	小樽市銭函1丁目10番1号	0134-61-3400
	北海道伊達高等養護学校	052-0012	伊達市松ヶ枝町105番地13	0142-25-5115
	北海道函館五稜郭支援学校	040-0001	函館市五稜郭町39番13号	0138-53-9395
	北海道今金高等養護学校	049-4304	瀬棚郡今金町字今金454番地1	0137-82-3121
	北海道美深高等養護学校	098-2252	中川郡美深町字西町25番地	01656-2-2155
	あ い べ つ 校	078-1403	上川郡愛別町字南町27番地	01658-6-5811
	北海道小平高等養護学校	078-3442	留萌郡小平町字鬼鹿田代577番地2	0164-57-1203
	北海道紋別高等養護学校	099-5172	紋別市渚滑町元新1丁目152番地1	0158-24-1120
	北海道中札内高等養護学校	089-1345	河西郡中札内村東5条南1丁目8番地	0155-68-3266
	幕別分校		中川郡幕別町南町81番地1	0155-55-2121
	出願先	089-0615	北海道中札内高等養護学校幕別分校	
	受検会場	089-1345	河西郡中札内村東5条南1丁目8番地 (北海道中札内高等養護学校)	0155-68-3266
	北海道釧路鶴野支援学校	084-0924	釧路市鶴野58番92	0154-57-9011
	北海道中標津高等養護学校	086-1053	標津郡中標津町東13条北7丁目15番地2	0153-72-6700
普通科を設置する高等部	北海道夕張高等養護学校	068-0424	夕張市千代田7番地1	0123-56-5530
	北海道美唄養護学校	072-0811	美唄市東7条南3丁目1番1号	0126-62-6511
	北海道南幌養護学校	069-0232	空知郡南幌町緑町5丁目1番1号	011-378-2313
	北海道札幌養護学校	004-0069	札幌市厚別区厚別町山本751番地206	011-896-1311
	も な み 学 園 分 校	005-0850	札幌市南区石山東3丁目4番1号	011-591-8811
	共 栄 分 校	061-1112	北広島市共栄274番地1	011-373-6859
	北海道星置養護学校	006-0860	札幌市手稲区手稲山口740番地1	011-681-6500
	ほ し み 高 等 学 園			
	北海道余市養護学校	046-0023	余市郡余市町梅川町377番地3	0135-23-7831
	し り べ し 学 園 分 校	048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内564番地	0136-72-3903
	北海道室蘭養護学校	050-0061	室蘭市八丁平3丁目7番27号	0143-45-8270
	北海道平取養護学校	055-0107	沙流郡平取町本町112番地7	01457-2-3178
	静内ペテカリの園分校	056-0023	日高郡新ひだか町静内ときわ町1丁目1番35号	0146-43-2918
	北海道七飯養護学校	041-1112	亀田郡七飯町鳴川5丁目21番1号	0138-65-7004
	お し ま 学 園 分 校	049-0282	北斗市当別697番地55	0138-75-2717
	北海道鷹栖養護学校	071-1233	上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号	0166-87-2279
	北海道東川養護学校	071-1410	上川郡東川町西10号北36番地	0166-82-4586
	北海道稚内養護学校	098-6642	稚内市声間5丁目23番7号	0162-26-2292
	北海道北見支援学校	090-0807	北見市川東229番地1	0157-61-0071
	北海道紋別養護学校	094-0021	紋別市大山町3丁目14番地	0158-23-9275
ひ ま わ り 学 園 分 校	099-0622	紋別郡遠軽町生田原安国302番地2	0158-46-2171	
北海道帯広養護学校	080-2475	帯広市西25条南2丁目7番3号	0155-37-6773	
北海道釧路養護学校	085-0054	釧路市暁町11番1号	0154-25-3439	

## 11 合格者の発表

合格者については、平成27年2月16日（月）午前9時、各学校において発表する。

なお、在学（出身）中学校、特別支援学校（中学部）の校長に可否を通知するとともに、合格者の保護者に通知する。

## 12 第2次募集

(1) 合格者の数が募集人員に達しないときは、第2次募集を行う。

(2) 募集人員の発表の期日等は、次のとおりとする。

ア 期日 平成27年2月18日（水）

イ 場所 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課及び10に掲げるそれぞれの受検会場

(3) 出願資格は、3による出願資格と同様とする。ただし、当初の入学募集において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）の出願は、認めない。

(4) 出願できる学校及び学科は、(2)により募集人員を発表した学校及び学科とする。

(5) 出願期間は、平成27年2月18日（水）から平成27年3月3日（火）の正午までとする。ただし、職業学科を設置する高等部への出願は、平成27年2月18日（水）から、平成27年2月24日（火）の正午までとする。

(6) 出願手続は、5に定めるところによる。

(7) 職業学科を設置する高等部へ出願した者は、出願先の変更を行うことができる。

ア 出願変更の受付期間

平成27年2月25日（水）から平成27年3月3日（火）正午までとする。

イ 出願変更の手続

(7) 出願の変更をしようとする出願者は、在学等学校の校長を経由して第2次募集における当初の出願先である学校に、願書を転送するために必要な速達・簡易書留用切手（切手の額面については第2次募集における当初の出願先である学校に問い合わせる。）を同封し、出願変更届及びその他出願変更に必要な書類を提出すること。

(イ) 出願変更届を受け付けた第2次募集における当初出願先の校長は、志望校に変更があるときは、出願変更後の志望校の校長に出願書類を送付すること。

(ウ) 出願変更を行う場合の留意事項は、7(3)によること。

(8) 出願状況の発表

職業学科を設置する高等部における第2次募集の出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

ア 当初出願の状況

期日	時間	発表内容	場所
平成27年2月25日（水）	10:00	平成27年2月24日（火） 正午までの出願状況	職業学科を設置する知的障害特別支援学校（掲示） 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課（発表）

イ 最終出願の状況

期日	時間	発表内容	場所
平成27年3月6日（金）	10:00	平成27年3月3日（火） 正午までの出願状況	職業学科を設置する知的障害特別支援学校（掲示） 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課（発表）

(9) 受検会場は、10に定めるところによる。

(10) 選考検査及び合格発表の期日等

ア 選考検査 平成27年3月10日（火）に行う。

イ 合格者発表 平成27年3月12日（木）午前9時、各学校において発表する。

(11) 入学者の選考方法

8に定めるところによる。ただし、当初の入学募集における受検者のうち、次の出願者は、書類選考のみとする。

ア 当初、職業学科を設置する高等部を受検し、第2次募集においても職業学科を設置する高等部に出願した者。

イ 当初、北海道夕張高等養護学校を除く普通科を受検し、第2次募集においても北海道夕張高等養護学校を除く普通科に出願した者。

(12) 第2次募集の合格発表後、合格者の数が募集人員に達しない学校において、入学希望者（特別支援学校の第2次募集において合格とならなかった者のうち、同一障害種の学校を希望する者に限る。）がある場合は、当該校の校長は、平成27年3月27日（金）までの間に選考の上、入学させることができる。

## 13 選考検査の結果に関する口頭による開示

受検生又はその保護者は、選考検査の結果について、口頭による開示請求を行うことができる。

(1) 開示の方法

ア 開示を希望する者は、出願した学校に口頭で申し出る。

イ 申し出のあった学校は、開示の日時を定め、学校において口頭による開示を行う。

(2) 開示期間

合格発表の日の翌日から14日間とする（問合せの受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9:00～16:30）。

## 14 その他

札幌市に居住する生徒は、北海道札幌市立豊明高等養護学校（〒002-8034 札幌市北区西茨戸4条1丁目1番1号 電話 011-774-2222）又は1(1)の表に示した学校のいずれかを志望することができる。

平成27年度 北海道立特別支援学校高等部(知的障害)訪問教育生徒募集要領

1 募集人員等

学 校 名	募集人員	学 校 名	募集人員	学 校 名	募集人員
北海道札幌養護学校	9人	北海道東川養護学校	3人	北海道帯広養護学校	3人
北海道星置養護学校ほしみ高等学園	6人	北海道北見支援学校	3人	北海道釧路養護学校	3人
北海道余市養護学校	3人	北海道紋別養護学校	3人		

(注) 平成26年3月末日以前に特別支援学校(平成19年3月以前に設置された養護学校を含む。)中学部の訪問学級を卒業した者(過年度卒業生)の募集は、平成27年3月中学部卒業見込みの生徒及び高等部(訪問教育)の第1、第2学年在学者の総数をもって設定した学級の定員の範囲内で行う。

2 修業年限

修業年限は、3年とする。

3 出願資格

特別支援学校高等部の普通科(訪問教育)に出願する者にあつては、原則として特別支援学校中学部の訪問学級に在籍している生徒で、平成27年3月末日までに卒業見込みの者及び平成26年3月末日以前に特別支援学校(平成19年3月以前に設置された養護学校を含む。)中学部の訪問学級を卒業した者。

4 出願期間

出願期間は、平成27年1月7日(水)から平成27年1月22日(木)正午までとする。

5 出願手続等

(1) 出願書類等の請求

出願に必要な書類の請求は、現に在籍している、あるいは在籍していた校長に対して行う。また、郵送の場合、出願者は返信用切手140円を必ず同封する。

(2) 出願書類

ア 入学願書 イ 個人調査書 ウ 受検票(2)

(3) 出願書類の提出

出願先の校長あてに提出する。

6 選考方法

選考方法は、当該校長が認めた検査及び面接

7 選考検査の日時と場所

(1) 日 時 平成27年2月2日(月) 時間は、当該校長から連絡する。

(2) 場 所 当該特別支援学校において実施する。

8 出願先及び受検会場

学 校 名	〒郵便番号	住 所	電 話 番 号
北海道札幌養護学校	004-0069	札幌市厚別区厚別町山本751番地206	011-896-1311
北海道星置養護学校ほしみ高等学園	006-0860	札幌市手稲区手稲山口740番地1	011-681-6500
北海道余市養護学校	046-0023	余市郡余市町梅川町377番地3	0135-23-7831
北海道東川養護学校	071-1410	上川郡東川町西10号北36番地	0166-82-4586
北海道紋別養護学校	094-0021	紋別市大山町3丁目14番地	0158-23-9275
北海道北見支援学校	090-0807	北見市川東229番地1	0157-61-0071
北海道帯広養護学校	080-2475	帯広市西25条南2丁目7番3号	0155-37-6773
北海道釧路養護学校	085-0054	釧路市暁町11番1号	0154-25-3439

9 合格者の発表

合格者については、平成27年2月16日(月)午前9時、各学校において発表する。当該校長から合格者の保護者に直ちに通知する。

10 選考検査の結果に関する口頭による開示

受検生又はその保護者は、選考検査の結果について、口頭による開示請求を行うことができる。

(1) 開示の方法

ア 開示を希望する者は、出願した学校に口頭で申し出る。

イ 申し出のあった学校は、開示の日時を定め、学校において口頭による開示を行う。

(2) 開示期間

合格発表の日の翌日から14日間とする(問合せの受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9:00~16:30)。